
プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応

項目 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2020 年 2 月 13 日に実務対応報告公開草案第 58 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 1 か月程度であり 2020 年 3 月 9 日に締め切られた。本公開草案に対しては、2 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

実務対応報告公開草案第 58 号

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 58 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」(2020 年 2 月 13 日公表)

2. コメント募集期間

2020 年 2 月 13 日～2020 年 3 月 9 日

3. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社プロネクサス

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL2	田淵 隆明	公認システム監査人 特定行政書士、IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

4. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
（質問 1）実務対応報告第 5 号等に関する必要な改廃を当委員会が行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、特例的な取扱いを定めるとする提案について		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	提案に同意する。実務を考慮すると、特別な規定は止むを得ないと思われる。	
（質問 2）その他		
（IFRS の取扱いに関するコメント）		
2) 本公開草案における特例的な取扱いの、IFRS 上の位置づけについて	IFRS では、「繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しなければならない。」（IAS 第 12 号「法人所得税」第 47 項）との規定があり、本公開草案で提案されている「改正前の税法の規定に基づくことができる」といった特例的な取扱いは明示的にはないと思います。 IFRS の任意適用会社で、連結納税制度を適用している企業も多いことから、本公開草案における特例的な取扱いについて、IFRS 上の位置づけが明確になると望ましいと考えます。	
（設例の必要性に関するコメント）		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
3)「グループ通算制度」の理解のための情報について	「グループ通算制度」については、イメージが分かりにくいとの声が多いので、何らかの図解付きの設例が必要であると思います。参考までに、図解の例を添付いたします。	
（その他のコメント）		
4) その他の意見	以前から指摘していることだが、JGAAP については「持分法」に関する制度の整備の充実が不可欠であると思われる。次のケースを考える。 P 社：親会社 A 社：子会社であり、かつ、P 社の 100%子会社 B 社：外国である X 国に存在する、A 社の持分法適用会社であるとする。 ここで、現時点においても、「配当金が利益処分でなく、一般管理費となる会計基準の国・地域」が存在するが、X 国もその例であるとする。また、X 国には我が国のような配当規制が未整備であるとする。 ここで、B 社が多額の配当を行った結果、大幅な赤字になったとする。その場合、A 社においては多額の「持分法投資損失」が発生する。その結果、P 社グループの「連結納税」または「グループ通算制度」の課税対象が大幅に減額されることも理論的にはあり得ると考えられる。仮に、これが悪用された場合には、連結納税制度からグループ納税制度への制度改正の趣旨が没却されることになりかねないと危惧される。 持分法投資損失の計算式から、「費用となった配当金」については、計算の対象から除外するように企業会計基準第 22 号等を改正するべきであると考え。	

審議事項(4)-2

以 上